

入札公告

農研機構が所有する財産について、下記のとおり一般競争入札により売払いをします。

令和5年7月27日

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
本部管理本部総務部長 市田 尚喜
(押印省略)

1 競争に付す物件

| 物件番号 | 財産区分 | 所在及び地番 | 権利 | 地目 | 登記簿面積 |
|------|------|------------------|-----|----|----------------------------------|
| | 土地 | 青森県上北郡七戸町字海内内31番 | 所有権 | 宅地 | 50,120.43 m ² |
| | 建物 | (構造)RC造・平屋建 | | | (延べ床面積) 620.90 m ² |

※当該入札対象財産は建物付売却であり、建物が土地に定着しています。

2 競争参加者に必要な資格

入札物件において、農研機構が求める資料を書面により提出できる者であって、次のいずれにも該当しない者。

- (1) 契約事務実施規則（以下「実施規則」という。）第8条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 実施規則第9条の規定に該当する者。
- (3) 国税及び地方税その他公租公課について滞納処分をうけていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒305-8642 茨城県つくば市観音台2-1-12（機構共用棟）

農研機構本部管理本部総務部会計課調達チーム

電話 029-838-6400、ファクシミリ 029-838-6298、メール keiyaku@naro.affrc.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

公告日から令和5年8月31日(木)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後5時まで、上記3(1)の場所において交付又はメールによる送付を行う。

(3) 入札説明会の日時及び場所

日時：令和5年8月7日(月) 13時30分から

場所：七戸町 柏葉館（青森県上北郡七戸町字七戸22-8）農事研修室

- (4) 競争参加資格確認申請書（以下申請書という。）及び資料の提出期限、場所及び方法
公告日から令和5年9月14日（木）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後5時まで、上記3(1)の担当課に持参又は郵送等により提出すること。
- (5) 入札（開札）の日時及び場所及び方法
日時：令和5年11月2日（木）13時30分から
場所：七戸町 柏葉館（青森県上北郡七戸町字七戸22-8）
方法：持参すること。

4 入札保証金

入札に参加する者は、入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）を、農研機構の指定する金融機関口座へ指定する日までに納入すること。

5 契約保証金

落札者は、落札後、契約保証金として落札金額の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する金額を農研機構の指定する金融機関口座へ納入すること。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札書の記載金額及び落札価格
入札書に記載された金額をもって落札価格とする。
- (3) 落札者の決定方法
実施規則第31条の規定に基づいて作成された予定価格以上で、かつ最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札、求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要。
- (6) 手続きにおける交渉の有無
無。
- (7) 詳細は入札説明書による。

お知らせ

国立研究開発法人が行う契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、国立研究開発法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、農研機構との関係に係る情報を農研機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 農研機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 農研機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 農研機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（農研機構OB）の人数、職名及び農研機構における最終職名
- ② 農研機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している農研機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び農研機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び農研機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）